

## あわら市移住促進支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県が実施するU・Iターン移住就職等支援事業(全国型)の一環として、本市への移住に係る費用を支援することにより、移住定住を促進することを目的として交付する移住促進支援金(以下「支援金」という。)について、あわら市補助金等交付規則(平成16年あわら市規則第37号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 県外の市区町村から本市に住民票を異動し、本市に生活の拠点を置くことをいう。
- (2) 移住者 県外の市区町村から本市に移住した者をいう。
- (3) 若者世帯 本市において同一の世帯に属する移住者全員が、移住した日において45歳未満である世帯(子育て世帯を除く。)をいう。
- (4) 子育て世帯 移住した日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある移住者を含む世帯をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、本市に移住した若者世帯又は子育て世帯であって2人以上の移住者で構成されるものに属する移住者とする。

2 前項の交付対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 移住した日から5年以上継続して本市に定住する旨の誓約をした者であること。
- (2) 同一の世帯に属する移住者全員が同時に移住すること(市長がやむを得ないと認める場合を除く。)
- (3) 同一の世帯に属する移住者全員が移住する直前に連続して3年以上県外の市区町村の住民基本台帳に登録されていたこと。
- (4) 転勤、就学等による一時的な移住ではないこと。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (6) 市税を滞納していないこと。
- (7) あわら市移住就職等支援金交付要綱(あわら市告示第65号の4)に基づく移住就職等支援金の交付を受けることができる者でないこと。
- (8) 過去に支援金を交付されていないこと。
- (9) その他市長が不相当と認めた者でないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者世帯 15万円
- (2) 子育て世帯 20万円

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住した日から1年以内に、あわら市移住促進支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 写真付き身分証明書の写し又は提示により本人確認ができる書類の写し
- (2) 申請者を含む移住者全員分の前住所地の住民票の除票
- (3) あわら市移住促進支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) 就業証明書(様式第3号)(個人事業主等にあつてはその旨を確認できる書類)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者が、福井県、本市その他市長が認める者の実施する農林水産業に係る長期研修を受講するために移住し、長期研修後に福井県内において農林水産業に就業する者であるときは、前項の規定に関わらず、就業した日から1年以内に市長に申請するものとする。

(交付決定及び確定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは支援金の交付決定及び額の確定を行い、あわら市移住促進支援金交付決定（却下）通知書兼確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条に規定する交付の決定及び額の確定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が支援金の交付を受けようとするときは、あわら市移住促進支援金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第8条 市長は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告及び調査を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、支援金の交付決定を取り消し、あわら市移住促進支援金返還請求書（様式第6号）により、期限を定めて移住支援金の返還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請であること、居住の実態がないこと等不正の事実が明らかとなった場合
- (2) 移住者全員が移住した日から5年を経過しない間に本市から転出した場合

(3) その他市長が交付決定を取消すことが適当と認める場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行し、改正後の移住促進支援金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

あわら市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
連絡先

あわら市移住促進支援金交付申請書兼実績報告書

あわら市移住促進支援金の交付を受けたいので、あわら市移住促進支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添え次のとおり申請及び報告します。

世帯構成	<input type="checkbox"/> 若者世帯			
	<input type="checkbox"/> 子育て世帯			
移住者	氏名	続柄	生年月日	職業・学校
		申請者	年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
交付申請額	<input type="checkbox"/> 15万円 <input type="checkbox"/> 20万円		移住日	年 月 日
前住所				

添付書類

- (1) 写真付き身分証明書の写し又は提示により本人確認ができる書類の写し
- (2) 申請者を含む移住者全員分の前住所地の住民票の除票
- (3) あわら市移住促進支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) 就業証明書（様式第3号）（個人事業主等にあってはその旨を確認できる書類）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

あわら市移住促進支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

あわら市移住促進支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 移住した日から5年間は、継続して本市に居住すること。
- (2) 移住した日から5年を経過しない間に本市から転出した場合、その他移住促進支援金の要件を満たす資格を喪失した場合は、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (3) 転勤、就学等による一時的な移住ではないこと。
- (4) 世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。

2 同意事項

- (1) 移住促進支援金の適正な執行に必要な範囲内で、市長が世帯員の住民基本台帳の情報及び納税状況等を閲覧することに同意します。
- (2) 市長が報告及び調査等を求めた場合には、これに協力します。

年 月 日

あわら市長 様

住 所  
氏 名

あわら市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書

次の勤務者については、転勤、出向等による一時的な勤務地の変更ではないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	あわら市
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	年 月 日

備考 あわら市移住促進支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、あわら市の求めに応じて同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号（第6条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

あわら市移住促進支援金交付決定（却下）通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあったあわら市移住促進支援金の交付については、下記のとおり決定及び確定（却下）したので、あわら市移住促進支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

あわら市長



記

移住促進支援金交付額 円

（備考）

- 1 あわら市移住促進支援金交付要綱の規定により、以下の要件に該当するときは、支援金の返還請求を行うことがあります。
  - (1) 虚偽の申請であること、居住の実態がないこと等不正の事実が明らかとなった場合
  - (2) 移住者全員が移住した日から5年を経過しない間に本市から転出した場合
  - (3) その他市長が交付決定を取消すことが適当と認める場合
  
- 2 あわら市移住促進支援金交付要綱の規定により、事業が適切に実施されていることを確認するため、必要な事項の報告を求めるとともに立入調査を実施します。報告及び調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、返還請求を行う場合があります。

あわら市長 様

住 所  
氏 名  
連絡先

あわら市移住促進支援金交付請求書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付決定及び確定のあったあわら市移住促進支援金を次のとおり交付されるようあわら市移住促進支援金交付要綱第7条の規定により請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

振込先金融機関	銀 行 信用金庫 協同組合 支店
口座番号	(普通・当座) 口座番号：
フリガナ 口座名義	

備考

- 1 預金通帳の写しを添付すること。
- 2 ゆうちょ銀行への振込みの場合は、振込み専用口座を記入すること。



様式第6号（第9条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

あわら市移住促進支援金返還請求書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付決定のあったあわら市移住促進支援金について、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、あわら市移住促進支援金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

年 月 日

あわら市長



記

1 交付済額 円

2 返還請求額 円

3 取消しの理由

4 返還期限 年 月 日